救急受診における『時間外選定療養費』のご負担について

当院は、緊急性の高い重症患者さんの治療を中心とする２次救急医療機関として、２４時間体制で救急患者さんの受入れをしております。

昨今、救急外来で緊急性の低い軽症患者さんが増加し、重症患者さんへの対応に支障をきたしています。

つきましては、救急受診される場合には原則として、通常の診療費に加えて「時間外選定療養費」**５，４００円（税込）**のご負担をいただくこととなりました。

ご理解とご協力をお願い申し上げます。

開始時期　令和元年９月１日（日）０時以降受診分から

対象日時　平日の時間外（17 時 00 分～翌朝 8 時 30 分）
土曜日・日曜日・祝日
年末年始 (12 月 29 日～12 月 31 日、1 月 1 日～1 月 3 日)

※ただし、次の方は対象外となります。

①救急外来を受診するため紹介状（診療情報提供書含む）を持参された方、または紹介医から連絡のあった場合
②労働災害等で治療・処置等が必要になった場合
③救急受診後に入院治療が必要となった場合
④当院の医師から救急外来受診の指示があった場合（予約含む）
⑤手術や重度の処置を実施した場合

病院長